

**大日産業株式会社 BCP（事業継続計画）
新型コロナウイルス対応**

令和4年2月

I 基本方針

1. BCPの目的

- (1) 本BCPは国内において新型コロナウイルスが発生し、感染が拡大した場合において、当社の業務を維持するために必要な体制を構築するために策定するものである。
- (2) 新型コロナウイルスは、現状において詳細が不明なため、本BCPを基本とし、当該新型コロナウイルスに関する関係行政機関、医療機関等からの情報に基づき具体的な方針を策定していくものである。

2. 基本方針

- (1) 新型コロナウイルスが発生した場合の当社基本方針は以下のとおりとする。
" 国民の健康や足を担う自転車の製造卸売会社として、自転車の流通の確保に万全を期す"
- (2) 新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止に最優先で取り組む。
- (3) 新型コロナウイルスの感染が拡大した場合でも最低限継続する業務を予め規定し、その重要度に応じて経営資源の配分を行うことを基本とする。
- (4) 本基本方針については経営において決定し、従業員、家族及び関係者に周知するものとする。

II 危機管理体制の整備

1. 対策本部の設置

- (1) 従業員、家族に感染者が発生した場合には、原則として本社を管理事業部とする「新型コロナウイルス対策本部」（以下対策本部）を設置し、情報の集約、事業継続に関する具体的方針の決定、実行を指揮するものとする。
- (2) 対策本部の構成メンバーは取締役・執行役員及び社長の指名する役職員をもって構成し、その役割は下記のとおりとする。

担 当	責任者〔代行者〕	役 割
本部長	社長 〔専務執行役員〕	・ 全体統括、重要事項の決定 ・ 対策本部の設置、BCPの実行指揮 ・ 行政当局、取引先等への支援要請
感染症対策担当	管理担当 〔本社総務〕	・ 感染予防、感染防止の検討、指示 ・ 感染者への対応指示 ・ 従業員等への感染状況の確認と集約 ・ 保健所、医療機関等への対応窓口
緊急情報担当	管理担当 〔統括部長〕	・ 対策本部の設営、運営 ・ 感染状況や業務稼働状況に関わる情報の一元管理 ・ 発生、感染情報等の情報収集、集約 ・ 外部への情報発信 ・ 行政当局、業界団体への対応

情報システム担当	管理担当 〔本社SE〕	<ul style="list-style-type: none"> ・主要システムの維持管理 ・社内ネットワークの維持管理 ・外部システム業者等との連携対応
業務運営担当	各営業所 〔拠点長〕	<ul style="list-style-type: none"> ・重要業務の業務運営体制の検討・対応 ・販売先からの問合せ対応
物流運営担当	各営業所 〔流通担当者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・重要業務の業務運営体制の検討・対応

2. 情報の収集と分析

- (1) 管理事業部(緊急情報担当)は、新型コロナウイルスの流行状況や従業員、家族の発症状況及び市場内の感染者の有無等の情報を収集・分析し、対策実施のための基本情報の整理を行う。
- (2) 情報収集のための情報源(関係省庁)からの情報を日々整理する。

3. 意思決定手順と情報連絡ルール

- (1) 従業員、家族に感染者が発生した場合は、管理担当常務は速やかに社長に連絡すると共に、対策本部の設置について協議を行う。
- (2) 対策本部が設置された場合、事務局は直ちに対策本部メンバーを招集する。

III 感染防止のための措置

1. 従業員への基本的知識の周知徹底

- (1) 管理事業部は従業員に対して新型コロナウイルスに関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底する。
- (2) 従業員の家族についても周知徹底を図るよう従業員を指導する。

2. 職場における感染防止策

集団感染防止のために、「密閉空間・密集状態・密接距離での会話」いわゆる『3密』を避けることが重要とされていることから、下記の感染防止策を講じる。

- (1) 会社は感染防止のための必要な備品、常時抗原検査キットを準備する。
- (2) 従業員に対し、手洗い・手消毒、うがい、咳エチケット及び人込みを極力避ける等の励行を指導する。
- (3) 出張は業務上真に必要なものに限定し、出張時はマスクの着用、手洗い・手消毒、うがいを徹底する。
- (4) 事務所や使用会議室等は、こまめに窓を開けて換気を励行する。

- (5) 従業員は常にマスクを着用する。
- (6) 来客時にもマスク着用と出入り口での手消毒の励行を求める。
- (7) 歓送迎会を含む社内懇親会を当面自粛する。
- (8) 昼食時は黙食を基本ルールとする。
- (9) 部署内時差出勤の奨励
- (10) 従業員は、発熱など風邪症状がある場合は会社を休むこと。
- (11) 従業員は、37.5℃以上の発熱が4日以上続く等新型コロナウイルス感染初期の症状が出た場合は、帰国者・接触者相談センターに電話相談すること。
- (12) 従業員は、新型コロナウイルス感染の診断結果が「陽性」だった場合は、保健所及び行政の指示に従うと共に、速やかに社内連絡を行うこと。
- (13) 従業員は、上記(10)(11)(12)の際には、毎日、体温・症状・医療機関の診断結果等について、社内連絡・報告を行うこと。

3. 取引先で感染者が発生した場合の対応

- (1) 取引先で感染者が発生した場合、会社は保健所・行政による濃厚接触者の確定調査に協力し、濃厚接触者を速やかに自宅待機させる。
- (2) 自宅待機期間は7日間とする。
- (3) 会社は当該取引先との会議・打合せ自粛についても検討し、場合によっては中止させる。

4. 社内で感染者が発生した場合(発生後)の対応

- (1) 従業員に感染者が発生した場合、当該者の出勤を停止すると共に、管理事業部は速やかに指定管理者(市場協会)に近況報告を行う。
- (2) 会社は保健所・行政による濃厚接触者の確定調査に協力し、当該者を速やかに自宅待機させる。
- (3) 業務時間内に発熱等風邪症状のある者、体調不良を訴える者等が出た場合には、所属長は速やかに帰宅させると共に、管理事業部へ連絡する。
- (4) 自宅待機中の濃厚接触者、発熱等風邪症状のある者、体調不良の者等は、帰国者・接触者相談センターに相談のうえ、その指示に従うこと。その場合、毎日、体温・症状・医療機関の診断結果等について、社内連絡・報告を行うこと。

5. 家族に感染者が発生した場合の対応

- (1) 家族感染などの職場外濃厚接触者と判明した従業員は、速やかに社内連絡を行う。
- (2) 会社は当該従業員に対し7日間出勤を停止し、健康観察を実施する。発熱や呼吸器症状が出た場合には帰国者・接触者相談センターに連絡相談させる。その場合、毎日、体温・症状・医療機関の診断結果等について、社内連絡・報告を行うこと。
- (3) 7日経過後症状が出ない場合は、業務に復帰する。但し、行動範囲における手指の接する場所は当面の間いつも以上に清掃を念入りに行う。
- (4) 濃厚接触者とされていない従業員についても、発熱等の自覚症状が出た場合は出勤させない。

IV 重要業務継続のための措置

1. 重要業務の決定

- (1) 当社の重要業務は基本方針に従い以下のとおりとする。
 - ① 自転車の販売に関わる商流、物流、決済に関する業務
 - ② 従業員の生活、健康管理に必要不可欠な業務
- (2) 各部署は上記に従い、自部門の重要業務を予め規定し、管理事業部が全体の調整を行う。

2. 感染状況に即した重要業務の継続方針

- (1) 入院・自宅待機等による就業不能者が人員の20%未満の場合は、原則自部門内での人員再配置を行い通常業務を継続する。
- (2) (1)に関わらず、新型コロナウイルスによる欠勤者、自宅待機者は同一部門で集中的に発生する場合が想定されるため、欠勤率が20%未満であっても、状況により他部門からの応援者派遣、当該部門の一部縮退も検討する。
- (3) 社内クラウドを活用した情報共有や打合せ時のリモートを積極的に取り入れているので、万一の場合は、営業職・事務職を問わずテレワークを導入する。
- (4) 欠勤者、自宅待機者が人員の20%を超える場合等同一事業部門内での応援構築体制が困難な場合は、対策本部事務局は重要業務継続のため、応援体制の検討、段階的な縮退業務の拡大を関係部門と調整、対策本部長の決定を受けるものとする。

3. 通常業務への復帰

- (1) 各部門は重要業務継続のため縮退した業務について、その復帰手順について予め検討しておく。
- (2) BCP継続期間が長期にわたる場合、BCPにより縮退した業務の通常復帰に多大な体力に係る場合は、通常業務復帰のための応援体制、縮退期間の短縮化を検討するものとする。

V BCPのメンテナンス

BCPの見直し

- (1) 本BCPはガイドラインの変更等があった場合は、随時見直すこととする。
- (2) 取引先等との事前すり合わせで変更が必要な場合は、随時見直しを行う。